

【公表用要約】

本論文は、秦漢代官僚制の発生および発展過程を、官僚制発生時期の政治的状況、および制度の末端に位置していた属吏層の性格から分析し、そこに行政学の知見を援用した官僚組織における理念形態の構想に基づいた検討を行ったものである。本論文は、序章のほか、第一章から第五章および附章一章で構成されている。

秦漢代官僚制研究においては、1970年代以降に法制史料および行政文書を含む多くの出土簡牘史料が獲得されたことで、特に官僚組織の末端および地方官府官制における研究が大幅に進展しており、本論文もまた新出の簡牘を全面的に利用したものである。しかし、簡牘の記述から得られた一つ一つの制度規定に対する知見を獲得することにとどまらず、これらをより大きな官僚制全体を捉えるための枠組みの中で位置づける、もしくは枠組み自体を創出することが、本論文全体における大きな問題意識として存在する。

序章「秦・前漢代官僚制の位置」では、秦漢代官僚制およびそれに引き続いて中国社会を規定してきたところの中国官僚制を、歴史学に限定されない官僚制研究全体の中で捉えるための枠組みを構築することを試みた。その上で、秦漢代官僚制における属吏層に着目した本論文における、各章の位置づけを確認した。

官僚制を捉える上での理念型として最もよく知られているのは、官僚制を近代官僚制と家産官僚制の二区分に分ける方法である。この区分において、秦漢代より明清期まで続き、場合によっては現代中国にまでその影響を及ぼす中国官僚制は、理念的な近代官僚制の保持する様々な要素が実現されつつも、その構成要員たる文人官僚層が儒学的素養に基づく専門性への忌避を志向し続けたことによって、もっぱら家産官僚制に分類されてきた。

しかし、専門性への忌避の要因となったと捉えられてきた儒学の隆盛および文人官僚層の成立は、戦国期とみられる中国官僚制の発生以前から、その条件として存在したのではない。官僚層における儒学の隆盛がみられるのは早くとも前漢中期、もしくは前漢後期以降に求められる。そこで、戦国期から前漢文帝期までの官僚制がたどった形態の変化について、儒学の隆盛に依存しない形での検討を行うことにより、本論の目的を達成することが可能となる。

そこで、本論文の検討する時代的視野を、秦漢代官僚制の発生から、前漢文帝期までの状況に置くこととした。この時期は、1970年代以降の法制史料および行政文書を多く含む、新出の出土簡牘史料の増加によって、従来明らかでなかった地方官府をはじめとする末端官府における属吏の形態や、「功勞」と呼ばれる官吏評価についての詳細な在り方が明らかにされてきた。本論文は、簡牘をもとに獲得された多くの成果に拠りつつ、近年獲得された新出史料を多く利用している。

そして、本論文の持つ時代的視野においては、従来の中国官僚制研究の基盤に置かれてきた、儒教的素養や文人官僚層の成長といった分析軸に代わるところの、より有効性を持つ官僚制に対する視角が要請される。本論文では、この視角を行政学分野に求めた。行政学における官僚制研究においては、現代官僚制に対する分析軸として、集権的組織と分権的組織に分類し、集権的組織をヒエラルキー組織、分権的組織を、その統合形態から、情報共有型組織と機能特化型組織に分類したものが提示される。また、一般に前近代官僚制はヒエラルキー組織に分類される。本論文では、行政学において従来あまり重要視されてこなかったヒエラルキー組織を、その評価が志向する方向によって、主観的人格評価をより強く志向するヒエラルキー組織と、客観的数値評価をより強く志向する成果主義型組織の二つにわけ、従来の分類である情報共有型組織と機能特化型組織を含めた四形態の分類によって、前近代官僚制であるところの中国官僚制、さらには秦漢代官僚制の組織統合形態を検討することを試みた。

第一章「張家山三三六号漢墓出土漢簡「功令」にみえる文帝期の官僚組織形態」では、まず本論文の視野における時代的下限である前漢文帝期の官僚組織形態について、官吏の昇進・任用についての情報が多く含まれる「功令」との名称が附された新出簡牘史料を用いて検討した。「功令」は、官吏が勤務日数の蓄積や軍功によって獲得した「功勞」を中心とした昇進規定について定めた令を集積したものであり、本論文全体での課題である官僚制の組織形態を明らかにする史料として注目される。

第一節では、「功令」が含まれる張家山三三六号漢墓出土漢簡の情報を整理した。続いて、「功令」と同時に出土した漢律十六章と称されるころの漢律と、すでに獲得されたころの睡虎地秦簡「秦律十八種」「秦律雜抄」、岳麓秦簡「秦律令」、張家山漢簡「二年律令」、胡家草場漢簡にみえる律名表の相互比較を行った。その結果として、呂后二年の紀年を持つ「二年律令」より、前漢文帝期に至るまでの漢律においてすでに確認されていた律名内でみられる区分が、張家山三三六号漢墓出土漢簡出土の漢律十六章にも同様に確認でき、秦律と漢律の間には律名上からもある程度の距離があること、また「功令」は事

項別令としての性格を持ち、前漢文帝前期の編纂と考えられることを確認した。

第二節では、「功令」にみえる功労を中心とする昇進規定について、「功令」にみえる原則規定と称して分析した。この結果、官僚組織の末端に位置する属吏については、最も下位に位置する官佐史を除いて、複数の官府間において「通課」と称される包括的な勤務評定の審査が行われ、地域や官府を超えて異動が発生していたこと、学掾・有秩畜夫・有秩乗車などの属吏と、より文書行政における専門性が要求される令史・属尉佐・卒史などの史系属吏との間で昇進過程が分離されており、史系属吏にはさらに中央の文書官への昇進経路が用意されていたこと、それぞれの官職に対して規定された秩禄に、それぞれ対応する爵を持った人物を登用するという、「爵—官」が対応する原則が存在していたことを示した。この三つの原則は、序章で示したところの官僚組織の統合形態について、従来言われていたところの主観的人格評価を重視する側面だけでなく、客観的数値評価が意識される側面を「功令」が持っていたものについて注意を促すものである。

第三節では、第二節で確認されたところの原則規定に対するものとして、「功令」にみえる例外規定について検討した。複数の官府間における包括的な勤務評定の審査である「通課」の原則は、官吏の異動にあたっての地理的な距離の大きさが忌避されることが多く、個別的な対応規定によって「通課」の原則が崩される側面が「功令」の内部に確認される。また、属吏と史系属吏との区分についても、史系属吏について要求されたところの文書作成における専門性が、属吏全体に対して要求されることがあり、前漢後期以降にみられる「史」の資格化への傾向がみられることを明らかにした。さらに「爵—官」を対応させる原則についても、官職に要求された爵位の条件を満たす官吏が不足しており、爵位の条件が緩和されることがあった。

第二章「秦代官僚制の発生—春秋期—」では時代を遡り、本論文の視野における時代的上限である春秋から戦国期における秦国の状況について、野心的な検討を行った。秦漢代官僚制が制度として発生する以前、春秋期の秦国において、『史記』および『左伝』にみえるいくつかの用語は、その後の官僚制の成立および発展と紐づけられることがある。そこで、これらの用語についてその性格や用例を検討した。

第一節では、戦国秦における官僚制の整備および法制整備の淵源として『史記』秦本紀において春秋期の記事として提示されるもののうち、特に法制整備の視点で使用される「三族」および「夷」の語について、その用法は戦国期もしくは統一秦代の認識を反映したものではないかとの見解を提示した。

第二節では、同じく『史記』にみえる大庶長の語を中心として検討した。大庶長の語は前八世紀のこととして『史記』秦本紀にみえるが、その後前六世紀半ばに至るまで庶長の語は確認することが出来ない。このことから、前八世紀にみえる秦の大庶長に関する記事がどれほどの史実性を持ちうるかについて慎重な検討が必要であることを述べた。一方で春秋後期以降には史料上に庶長の語を複数確認することができ、彼らが秦における世族を構成していたとみられること、また戦国期に発生する爵名としての庶長とは、その性格において異なる部分があったとみられることを述べた。

第三節では、春秋期の秦における県の設定について検討した。中原を中心とした春秋期の県と戦国期の県は、その性格において多くの異なる部分があり、春秋期の県を単なる戦国期の県の起源として捉えることは出来ないというのが従来までの先行研究の見解であったが、近年には廟制に関する出土史料の記述により、春秋期にみえる廟が統一秦代にみえる県廟と同じものであったという認識を根拠として、秦における春秋期の県と戦国期の県を同一視する見解が提出されている。本節ではこの見解について再検討を行い、春秋期の史料にみえる廟と統一秦代の出土文献にみえる廟がその性格において異なるものであることを、

第三章「秦代官僚制の発生—戦国孝公期まで—」では、第二章で検討した春秋期の秦に引き続く時代である戦国期の秦について、官僚制整備の画期となる孝公期までを検討した。

第一節では、戦国初期にあたる厲共公期から簡公期までについて検討した。厲共公はかなりのところ国君専権体制を志向した秦公であり、また当時の情勢が後押ししていたこと、しかし厲共公の死後には体制の不安定化が生じ、世族の抗争と復権があったとみられることを述べた。一方で従来画期とみなされていた簡公については、その基礎にある『史記』の記述にいくつかの問題があり、結論としては従来言われていたように、簡公を秦における官僚制整備の画期とみることはかなり難しいのではないかという結論に達した。

第二節では、ひき続く献公期までについて検討した。献公より遡った恵公期にはすでに軍功報奨制が存在したが、この軍功報奨制は未だ爵とは結び付いていなかったこと、また秦の献公は主体性を持つ「長君」であったものの、基本的には献公期に至るまで春秋期以来の世族支配体制が継続しており、その世俗支配体制下で魏に対する巻き返しが図られていたことを述べた。

第三節では、孝公期について検討した。孝公期における秦の変法者としての商君の事績

は、すでに先行研究によって解体されていたところである、これについて、筆者はさらなる解体を試み、商君に対する記述および説話について「公孫鞅」のもとになった「公孫壯」と「衛鞅」の、二人の人物に分離することが可能ではないかと推測した。その上で史実の衛鞅について検討し、衛鞅はもともと魏の西河地域北部防衛担当者であり、一度秦に附いたもののほぼ10年にわたって魏秦両属の姿勢を取り、最終的に秦に服属した人物であったと推測した。そして、この衛鞅によって秦には魏制であったところの官僚制が一挙に導入され、また軍功爵制も孝公期に、秦従来の官制を変質させる形ではじまったという仮説を導き出すこととなった。

第四章「秦漢代における佐史の変遷」では、戦国孝公期から前漢文帝期までにおける「佐史」という用語の変遷について、出土文献の用例を中心として包括的に検討し、合わせて秦漢代官僚制における属吏層の組織形態について考察した。

第一節では前漢代の佐史について確認した。前漢代の佐史という語の用法については、大きく二つの意味に分けることができ、一つは末端官吏の総称、もう一つは最も低い官秩の名称であった。そして、官府において佐史に含まれていた具体的な官員の名称については、官府の名称や職掌の名称を付された佐および史が存在していた一方、佐と史が同一の官府や職掌について両方とも所属している状況はあまり確認されなかった。むしろ官府や所属によって異なるものの、佐史に含まれる官員は佐のみ、もしくは史のみであることが多かったことが判明した。

第二節では、前漢代から時代を遡った、戦国秦から統一秦代の佐史について検討した。その結果として、官府内において佐史とされた具体的な官員の構成は、戦国秦から統一秦代においては、同一官府に佐と史が両属することが基本形態であったとした。

第三節では、戦国秦代における佐と史のそれぞれの特徴について検討し、佐は実務を、史は文書作成をおおむね担当していたこと、またその昇進経路について、かなり明確分かれていたことを述べた。また佐史には「冗」と「更」があり、佐史の中に複数の待遇が存在していたとみられるとした。

第四節では、第三節で述べたような秦代佐史の形態がどこから来たものかを考察した。第三章で述べたところの、孝公期における魏制の導入により、すでに佐と史が揃った状態で秦の佐史が初期的に発生し、世襲の史・トと徐々に同化しつつあったとした。

第五節では秦代佐史の変容について考察し、佐史においては佐と史の区別が失われ、ほぼ同じ業務を遂行するようになっていたこと、そしてこうした状況は佐史のみならず、よ

り上位の令史・令佐にまで広がりつつあったことを述べた。こうした佐史の状況は、前漢代に入るとより顕著となり、伝世文献に現れるような佐史の姿が形成されるのであるが、一方で令史については統一秦代より厳しい任用規定が行われるようになり、また統一秦代に存在した令佐が消滅するなどの組織再編が図られた結果、第一章でみたところの「功令」における史系属吏と属吏が分離される状況が成立したと推測した。

第五章「秦代新地の時期と性格」では、戦国末期から統一秦代にみられた、秦による新占領地に施行された新地の制度について、その制度が導入された時期と、性格について検討した。

新地については近年多くの先行研究が発表されているものの、その理解が錯綜している部分もまた存在する。そこで第一節では、それぞれの新地先行研究が発表された当時の史料状況を参照しつつ、その展開を明らかにした。

第二節では、戦国末期にみえる秦による郡の設置記事のいずれが、新地制度の開始とみなせるかについて検討を行い、始皇十六年の置郡記事までは新たに置かれた郡を新地とはみなしがたいことを述べた。

第三節では主に始皇十七年（前 230 年）に置郡された潁川郡および始皇十九年（前 228 年）に置郡された清河郡について検討し、それぞれ初期には新地であったが、始皇二十四年（前 223 年）前後には新地とみなしがたい記事があることによって、一時期に新地であった郡がその後新地でなくなることを具体的に論証し、潁川郡の置郡をもって新地制度が開始されたと推測した。

附章「属尉佐」では、郡に所属する属吏である属尉佐について検討した。属尉佐はおよそ伝世文献には見えず、出土簡牘によってその存在が確認されたものであるが、その性格については明らかでなく、属尉佐という語の断句自体についてもこれまで諸説があった。本章では属尉佐につき、断句の問題および地位の問題について検討した。ただし、属尉佐については第一章で検討したところの「功令」に多くの条文がみえているが、この附章では「功令」を参照できておらず、行論には不足があるものとなっている。このことから附章とした。